

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	(第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	兵庫県多可郡多可町 (283657)
地域名 (地域内農業集落名)	中区 (茂利集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	17.2 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	13.4 ha
② 田の面積	16.8 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.4 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.5 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区の農地所有者は40名で、集落戸数の50%を占めるが、半数以上が70歳以上と高齢化が顕著であり、大抵は水稻を作付けしている耕作者に農地を預けている。地域の中心的な担い手としては、山田錦生産者7名(うち1名は認定農業者)となるが、集落営農等はなく今後は持続可能な経営体での集約化が課題となる。

集落内農地(一部隣接集落を含む)の大半はほ場整備された比較的耕作しやすい農地であるが、集落の西側と北側の一部は山林であり、山際では日当たりが悪いうえに獣害被害もあることから、水稻の耕作には適さないため黒大豆などの転作を作付けするか、または休耕となっている農地が多い状況にある。

【基礎データ】

- ・農家軒数 34軒 うち認定農業者1名
- ・主な作物 水稻(うるち米、酒造好適米)、黒大豆、一般野菜

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

特産である山田錦を中心とした水稻については、担い手を中心に効率的な生産体制の構築に取り組み、所有者の理解を得ながら農地の集積・集約化し効率的な営農を進めるとともに、ドローンやラジコン草刈り機等の導入により農作業の省力化に取り組む。

後継者育成についてはスマート農業機械等、最新の農業機械のオペレーターとして若年層を中心に働きかけ、若手担い手の確保につながる取り組みを進める。

また、大型機械での作業が困難なほ場や山際的水稻栽培に適さないほ場については、当地区での新たな特産品となる作物への活用を検討し、農地の放棄田化を防止する取り組みを行う。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地所有者の理解を得て農地バンクへの貸付けを進め、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	18.8	%	将来の目標とする集積率 18.8 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・中心となる担い手がお互いの営農農地の効率的な団地化に向け調整することにより団地化を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
・基本的には農地バンクを通じての集積・集約化の取り組みを進めることとし、当面は担い手農業者を中心とした集積・集約化を進める。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
・農地中間管理機構の活用については、地権者の理解を得ながら可能な限り活用する。	
(3)基盤整備事業への取組	
・当地区の農地はため池を農業用水としており、水路および関連設備の老朽化が進んでいることから、設備の再整備やパイプライン化による効率的な農業用水の管理に取り組むため、同事業を活用する方針とする。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
・集落営農組織においては非農家からも若手の構成員を育成することとし、隣接する集落との連携による取り組みも検討する。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組	
・農薬の散布、収穫・乾燥・選別作業について、現状では希望により利用している農業者がいるが、集落営農による生産体制を構築する段階においては、農業支援サービスの利用範囲を検討する必要がある。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ① 獣害被害の拡大を防ぐために金網柵の点検と補修を定期的の実施しており、野生動物共生林整備事業には隣接する奥中集落と連携して要望活動が続ける。
- ③ ドローンやラジコン草刈り機等の導入により農作業の省力化に取り組む。
- ⑦ 交付金を活用して農業施設等の保全管理作業を継続する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度: 令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稻、黒大豆	2.4 ha	- ha	水稻、黒大豆	2.4 ha	- ha	1	
利用者	B	水稻	3.6 ha	- ha	水稻	3.6 ha	- ha	2	
利用者	C	水稻、黒大豆	3.4 ha	- ha	水稻、黒大豆	3.4 ha	- ha	3	
利用者	区域内農地の利用者	水稻等	ha	ha	水稻等	ha	ha	白地	
計	4経営体		9.4 ha	0.0 ha		9.4 ha	0.0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4: 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。